

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p><u>（第三者割当における事前調査）</u></p> <p><u>2-11 開示府令第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当を行う場合であつて、割当予定先が限定され、当該割当予定先から当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合（例えば、資本提携を行う場合、親会社が子会社株式を引き受ける場合等）に該当するときは、割当予定先を選定し、又は当該割当予定先の概況を把握することを目的とした届出前の割当予定先に対する調査、当該第三者割当の内容等に関する割当予定先との協議その他これに類する行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。</u></p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p><u>5-7 有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。）の募集又は売出しが開示府令第19条第2項第1号ヲの（1）又は（2）に掲げる方法により行われる場合には、有価証券届出書の様式中第一部第1の2（1）「募集の方法」の「その他の者に対する割当」、第1の4（1）「募集の条件」又は第1の5「新株予約権付社債に関する事項」の欄の欄外にそれぞれ該当する概要を注記することに留意する。</u></p> <p><u>5-7-2 有価証券届出書の様式中「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄の記載に当たっては、次に掲げる事項を分かりやすく、かつ、簡潔に記載するものとする。</u></p> <p>なお、開示府令第19条第9項に基づき行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなされる取得請求権付株券等である場合は、当該取得請求権付株券等の内容と同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容を一体として当該取得請求権付株券等の内容であるものとみなして記載すること。</p> <p>① 株価（株価を利用して算出される平均価格その他これらに準ずるものを含む。以下同じ。）の下落により、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券の数（以下「割当株式数」という。）が増加し、又は当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等による資金調達額（以下「資金調達額」という。）が減少するものである場合はその旨</p> <p>② 割当株式数又は当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に際して支払われるべき金銭その他の財産の価額（以下「行使</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（新設）</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p><u>5-7 有価証券届出書の様式中「募集の方法」の「その他の者に対する割当」の欄の記載に当たっては、その概要を欄外に注記することに留意する。</u></p> <p>（新設）</p>

価額等」という。)の修正基準(株価を基準とするものに限る。)及びその修正頻度

③ 行使価額等の下限、割当株式数の上限(発行済株式総数に対する割合を含む。)及び資金調達額の下限(当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等が新株予約権証券である場合は、当該新株予約権証券に係る新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限及び新株予約権が行使されない可能性がある旨)並びにこれらが定められていない場合はその旨及びその理由

④ 提出会社の決定による社債の全額の繰上償還又は新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項の有無

この場合、①から④までの全部又は一部が当該有価証券届出書の他の箇所に記載されている場合であっても記載を要することに留意する。

5-7-3 5-7-2は、有価証券届出書の様式中「新規発行株式」の「内容」の欄、「発行済株式」の「内容」の欄又は「新株予約権等の状況」の欄の欄外に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載する場合に準用する。

(新設)

5-7-4 有価証券届出書の様式中「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」の記載に当たっては、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行による資金調達の検討の経緯(他の方法による資金調達の検討の有無及びその内容を含む。)、現在及び将来における発行済株式総数の増加が提出会社の株主に及ぼす影響、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をすることが提出会社の株主にとって有利又は不利である点(他の方法による資金調達との比較を含む。)を分かりやすく、かつ、具体的に記載するものとする。

(新設)

5-7-5 5-7-4は、有価証券届出書の様式中「売出有価証券」又は「売出株式」の欄に「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に準ずる事項を記載する場合に準用する。

(新設)

5-19-2 開示府令第二号様式記載上の注意(59)のeに規定する「特段の取組み」とは、例えば、次のような取組みをいう。

(新設)

① 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備(会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体(例えば、財務会計基準機構)への加入、会計基準設定主体等を行う研修への参加)

② 指定国際会計基準による適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織(例えば、情報管理委員会、特別に設置するタクスフォース)の設置

法第7条(訂正届出書の提出)関係

7-3 開示府令第11条第1号に規定する「記載上すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつ

法第7条(訂正届出書の提出)関係

7-3 開示府令第11条第1号に規定する「記載上すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつ

き、記載することができる状態になったこと」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

①～⑩ (略)

⑪ 開示府令第19条第9項に規定する「デリバティブ取引その他の取引」に係る取決め若しくは同条第2項第1号リ(4)若しくは(5)に規定する「取決め」を締結した場合(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当しなかった有価証券が、当該取決めを締結したことにより行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなされることとなった場合を含む。)又は(6)に規定する「取決め」があることを知った場合

7-7 法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第3項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

①～⑱ (略)

⑲ 開示府令第19条第9項に規定する「デリバティブ取引その他の取引」に係る取決め若しくは同条第2項第1号リ(4)若しくは(5)に規定する「取決め」を締結した場合(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当しなかった有価証券が、当該取決めを締結したことにより行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなされることとなった場合を含む。)又は(6)に規定する「取決め」があることを知った場合

法第23条の8(発行登録追補書類の提出)関係
(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

23の8-2 4-12から4-18まで、5-3、5-4、5-5、5-7から5-7-5、5-9から5-11、5-23、5-31及び5-32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

法第24条(有価証券報告書及びその写しの提出)関係
(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24-10 5-6、5-7-3、5-12から5-14まで、5-16から5-23まで及び5-42は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、5-36から5-41までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。

法第24条の4の7(四半期報告書の提出)関係
(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の4の7-7 5-6、5-7-3、5-13、5-16から5-21、5-23及び5-42は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

法第24条の5(半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出)関係

き、記載することができる状態になったこと」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

①～⑱ (略)

(新設)

7-7 法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第3項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

①～⑱ (略)

(新設)

法第23条の8(発行登録追補書類の提出)関係
(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

23の8-2 4-12から4-18まで、5-3、5-4、5-5、5-7、5-9から5-11、5-23、5-31及び5-32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

法第24条(有価証券報告書及びその写しの提出)関係
(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24-10 5-6、5-12から5-14まで、5-16から5-23まで及び5-42は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、5-36から5-41までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。

法第24条の4の7(四半期報告書の提出)関係
(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の4の7-7 5-6、5-13、5-16から5-21、5-23及び5-42は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

法第24条の5(半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出)関係

<p>(有価証券届出書等に関する取扱いの準用) <u>24の5-7 5-6、5-7-3、5-11、5-13、5-16から5-21、5-23及び5-42は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。</u></p>	<p>(有価証券届出書等に関する取扱いの準用) 24の5-7 5-6、5-11、5-13、5-16から5-21、5-23及び5-42は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。</p>
<p>(有価証券届出書等に関する取扱いの準用) <u>24の5-27 5-7-2及び5-7-4の規定は、開示府令第19条第2項第1号及び第2号の規定により行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について臨時報告書を提出する場合に準用することに留意する。</u> <u>この場合、「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の記載に当たっては、「有価証券の種類及び銘柄」の記載の直後に記載するものとし、5-7-2の①から④までの全部又は一部が当該臨時報告書の他の箇所に記載されている場合であっても記載を要することに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>24の5-28 開示府令第19条第2項第1号(1)ヲに規定する「一定の要件」とは、有価証券の募集又は売出しに際して引受人によるオーバーアロットメントが行われる場合で、引受人が実際に行うオーバーアロットメントの数量を上限としてグリーンシューオプションを行使できることとされている場合をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>